東京都
熱と電気の有効利用促進事業

（エコキュート・ハイブリッド給湯器）

添付書類の手引き

R7 Ver1.1

2025/06/30

対象者：令和７年５月30日以降に事前申込を行う方

（お問い合わせ先・申請書の提出先）
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については、「熱と電気の有効利用促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引き並びに公社の定めるところにより適用されます。申請をする前に、必ずご一読ください。

●基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

●申請はPCから行ってください。スマートフォンからの申請について、動作確認は行っておりません。

目次

【更新履歴】……3
1.1　添付書類を作成いただく前に（留意点：必ずお読みください。）……4
2.1　事前申込　添付書類……4
3.1　交付申請兼実績報告書　添付書類……6
4.1　（参考）関連ホームページのご案内……33

【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2025/5/30	―	初版作成
2	1.1	2025/6/30	―	体裁修正、内容の追記

1.1　添付書類を作成いただく前に
（留意点：必ずお読みください。）

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

① 助成金の審査手続き中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
公社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできませんので、お手元に保管してください。

② 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

③ 申請手続きについて、手引きに掲載のない事項や、明確に判断できない場合は、事前に公社までご相談ください。

④ 事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。

2.1　事前申込　添付書類

◆令和７年５月 30 日から令和７年度の事前申込の受付を開始します。
なお、令和７年４月１日から同年６月 30 日までの間に、契約締結（購入、設置、保険加入）を行った場合も助成対象になりますので、事前申込が可能です。

・設置予定設備の見積書 1 点です。（以下の内容が記載された見積書をご用意ください。）

① 対象設備設置場所住所が明記されていること

② 「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること

③ エコキュートの場合は対象設備の「システム型番」が正確に記載されていること、ハイブリッド給湯器の場合はヒートポンプ・貯湯ユニット・補助熱源機の品番が記載されていること

④ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること

※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。

※添付書類は PDF 形式、添付写真は JPEG・PNG 形式にしてください。

※事前申込後、見積書に変更があった場合には、交付申請兼実績報告時に、正しい見積書をご提出ください。

【見積書　記入例】

●年　●月　●日

見積書

東京都〇〇区〇〇町　1-1-1
〇〇株式会社　〇〇営業所
営業所長　　〇〇　〇〇

東京　花子　様

設置場所住所
東京都〇〇区〇〇　〇丁目〇番〇号

下記のとおりお見積りさせていただきます。

エコキュート	メーカー	〇〇株式会社
	システム型番	TK－1234ABC
ハイブリッド給湯器	メーカー	〇〇株式会社
	ヒートポンプユニット品番	×××－0000
	貯湯ユニット品番	×××－0000
	補助熱源機品番	×××－0000

対象機器の金額		
エコキュート/ハイブリッド給湯器 機器費（助成対象経費）		¥300,000
エコキュート/ハイブリッド給湯器 工事費（助成対象経費）		¥200,000
エコキュート/ハイブリッド給湯器 （助成対象外経費）		¥50,000
その他（蓄電池）		¥1,000,000
その他（太陽光）		¥1,000,000
その他		¥50,000
合計		¥2600,000
消費税		¥260,000
総額		¥2860,000

交換・処分・撤去・雑部材等は、助成対象外です。

※他事業に申請する予定または申請済みの場合、申請する金額の内訳を記載してください。

〈備考〉

3.1　交付申請兼実績報告書　添付書類

■提出書類の注意点

※電子申請時の添付書類は PDF 形式、添付写真は JPEG・PNG 形式にしてください。

※画像が不鮮明で型番を読み取れない画像に対して、編集や AI 処理等による画像の鮮明化は認めておりません。

※カメラの機能やスキャナ等の機能により不自然に画像の鮮明化が行われているように見受けられる場合にも、撮り直しのお願いを行う場合があります。

（1）申請者本人確認書類または法人・リース使用者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。
以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内（法人の場合証明書の発行から６か月以内）であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。
なお、申請者本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものを提出してください。

①運転免許証
②健康保険証　**※注意事項下記に記載**
③住民基本台帳カード
④日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
⑥身体障がい者手帳
⑦療育手帳
⑧精神障がい者保健福祉手帳
⑨運転経歴証明書
⑩マイナンバー（個人番号）カード（裏面不可）
⑪（法人・リース事業者の場合）履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、法人印の印鑑登録証明書のうち、いずれか１点　※６ヶ月以内に発行されたもの

※　現住所・氏名の記載であること。
（氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）が 必要です。）
※　日本で発行されたものであること。
※　②健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。
（付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。）

※マスキングの例

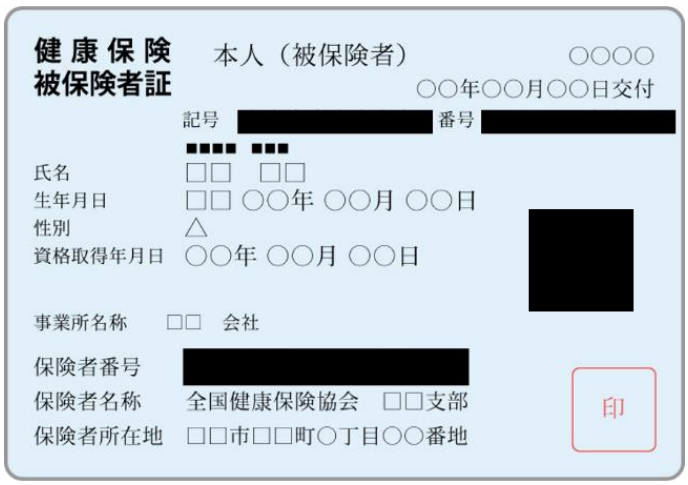

（２）助成対象機器の売買等契約書の写し

下記内容がわかる売買等契約書を提出してください。

①発行者名と会社印
②契約締結日
③契約者名（助成申請者であること）
（漢字氏名は、提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。）
④工事内容（エコキュート・ハイブリッド給湯器に関する工事が含まれていることが分かる文言）

【リース事業者の場合】
①発行者名・会社印
②使用者氏名・押印
③設置場所住所
④契約締結日・サービス開始日・終了日
⑤リース等期間

※売買契約日は**事前申込後（公社が受付をした日以降）**のものであること。
※令和７年４月１日から同年６月３０日までの契約の場合、売買契約日は事前申込前日付でも構いません。
※契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている**全て**の契約書を提出すること。
※停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある箇所の写しを提出すること。
※**交付申請兼実績報告書提出後の契約書の日付の訂正は認められません。**

（３）熱と電気の有効利用促進事業助成金に係る覚書

【リース事業者又は電力販売事業者の場合】
公社の指定する様式で作成してください。

①契約締結日
②リース等事業者：住所・事業者名・代表者氏名・押印
③機器使用者等：住所・氏名・押印

（４）対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳書

≪公社の定める様式(「対象機器に関する領収書内訳について」)が、提出必須です≫
令和６年度から提出書類にて国及び他の地方公共団体の補助金の申請状況を確認するため、領収書の内訳書は必ず公社の定める「対象機器に関する領収書内訳について」を提出していただいております。
なお、「対象設備に関する代金領収書」を領収書内訳書とすることはできません。

＜領収書＞
①宛名（助成申請者名であること）
（漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。）
②領収金額（金額の訂正不可）
③領収日
④発行者（販売事業者）名
⑤発行者（販売事業者）捺印

＜領収書内訳書＞
①宛名（助成申請者名であること）（漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。）
②助成対象経費（機器費（消費税抜）、工事費（消費税抜）
③設置場所住所（**太陽光発電システム及び再生可能エネルギー100%電力メニューの使用場所住所と一致すること**）
④製造者名（メーカー名）
⑤エコキュートのシステム型番（エコキュートのみ）
⑥ヒートポンプユニットの品番・製造番号
⑦貯湯ユニットの品番・製造番号
⑧補助熱源機の品番・製造番号（ハイブリッド給湯器のみ）
⑨領収日・領収番号（領収書に領収書番号がある場合は記載）
⑩発行者（販売事業者）名
⑪発行者（販売事業者）捺印

※複数台をまとめて購入した際の領収書内訳書については、１台ごとに作成し、提出してください。
※領収書にクレジット支払いである事が明確でない場合（但書の記載が「立替払い」となっている等。）は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。
※クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。
※電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記する必要があります。
※ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象設備の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません。
※領収書に記載された対象設備に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象設備を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

（５）エコキュート等の要件に適合することを証明する書類

おひさまエコキュート・太陽光発電の電力を利用して日中に沸き上げる機能等が証明できる書類は以下の２つです。
①下記サイトに製品の掲載がある場合はカタログ、製品の掲載がない場合は仕様書を提出してください。型番が記載されているページは必須となります。

・エコキュート：資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」
https://seihinjyoho.go.jp/
・ハイブリッド給湯器：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会「温熱･省エネ設備機器ポータルサイト」
https://shoenekikiportal.hyoukakyoukai.or.jp/#/hybrid_water_heaters
②太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能の名称が掲載されているカタログのページを提出してください。

（6）エコキュート・ハイブリッド給湯器のメーカー保証書の写し

①購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。
使用者控え（お客様控え）等の写しとします。
②製造者名（メーカー名）、システム型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
③複数台を購入する場合は、一台ごとにシステム型番、製造番号等が分かるものを添付してください。
④保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した設備が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください.
（漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。）

（7）助成対象設備を利用する住宅の全景写真

Google map 等の web 上の写真は認められません。

①1 階部分から建物全体（正面玄関側）が写っている現在の写真をご提出ください。
②全景写真では、助成対象設備が写っていなくても構いません。
③写真は、カラー写真を提出してください。
④建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。

※狭小住宅など複数の住宅が写り込んでしまう場合は、どの住宅か分かるように目印をつけてください。
※住宅やビル等に店舗や事業所等が含まれている場合、登記情報の提出を求める場合があります。
※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

（8）助成対象設備の設置状態を示す写真

①設置された設備の全体写真を提出してください。
②設置完了後（設置した事実がわかるもの）の写真を提出してください。
③対象設備を設置した場所が分かるような写真としてください。
④写真の縦横比を変更しないでください。
⑤写真は、カラー写真を提出してください。
⑥1 枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません。

※設置物が全て写るように撮影してください。見切れた写真は再提出が必要です。

（9）助成対象設備のシステム型番及び製造番号（銘板）を示す写真

①設置完了日以降の写真を提出してください。
ただし、設置完了後に写真の撮影が困難と思われる場合は、事前に撮影しても構いません。
②型番と製造番号が 1 枚に写っている写真を提出してください。
③型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
④写真は、カラー写真を提出してください。

※雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号（銘板）が読み取れない場合、再提出していただく場合があります。
※補助熱源機は、ハイブリッド給湯器のみです。

（10）台所リモコン及び無線 LAN アダプター等の型番（型式）等が確認できる設置後の写真

①台所リモコン全体と設置している壁面がわかる状態の設置後の写真
②台所リモコン型番を確認できる設置後の写真
③日中に沸き上げる機能を使用するために無線 LAN アダプター等が必要な場合には、上記①、②のほかに無線 LAN アダプター等の型番を確認できる設置後写真

※撮影状況により撮り直しをお願いする場合があります。

（11）太陽電池モジュールの設置完了後の写真

Google map、Web 上の写真でなく撮影したものであること

【新設】
- **設置完了後の写真であること**
- **対象設備を設置した場所が分かるような写真であること**
- **写真は、カラー写真であること**

【既設】
- **助成対象設備が設置されている住宅に、現在太陽電池モジュールが設置されていることがわかる写真**
- **屋根に太陽光が設置された（一部でも可）写真であること**
- **写真は、カラー写真であること**

※1 枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれてもいても構いません。
※対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、撮り直しをお願いする場合があります。

（12）太陽光発電システムの設置を確認できる書類

以下のうちいずれか一つの書類の写しであること。
※使用場所住所が記載されていること
①接続契約のご案内
②電力会社の買取明細書
③再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（設備認定通知書）

④買取期間満了通知書
⑤保証書（太陽光発電システムの保証書もしくはモジュール・パワコン両方の保証書）
※保証期間内であること

※上記①から⑤の書類提出が難しい場合、**受電地点番号・太陽光の使用場所住所・電力会社名**が記載された、電力会社が発行しているとわかる書類（社印、マイページ等）の提出をしてください。提出された書類内容によっては再提出をしていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
※電灯契約が複数ある場合、電力メーターの写真等を求める場合があります。

（13）国及び他の地方公共団体による補助金の交付額通知書等の写し

国及び他の地方公共団体による補助金を申請した（申請予定含む）場合、国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等を、必ず提出してください。
なお、**国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等に本事業における助成対象機器のみの額の記載がない場合は、内訳のわかる書類または内訳金額を交付決定通知書等に記載してご提出ください。**
（例：エコキュート　〇〇円、撤去費用　〇〇円）
国及び他の地方公共団体の補助金の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。
・交付決定通知書
・交付決定と振込のお知らせ　など

（14）リフォーム瑕疵保険等の保険証券又は付保証明書の写し

（リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合）
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された下記５社の住宅瑕疵担保責任保険法人が対象です。

①株式会社住宅あんしん保証
②住宅保証機構株式会社
③株式会社日本住宅保証検査機構
④株式会社ハウスジーメン
⑤ハウスプラス住宅保証株式会社

保険に申し込むためには、保険商品ごとに登録する必要があります。
各法人ホームページで登録事業者を検索可能です。

＜保険証券・保険付保証明書の必要記載事項＞
①被保険者名（登録事業者名）
②保険法人名
③保険契約日
④証券番号（各社の管理番号）
⑤注文者（＝助成申請者）
⑥物件の所在地
⑦保険期間
⑧支払限度額
⑨工事内容　※ハウスプラス住宅保証のみ

（15）建物の登記事項証明書（現在または履歴事項全部証明書）

法人・リース事業者等の場合、エコキュート等を設置する住宅の登記事項証明書を提出してください。

以下の全ての事項を確認できる書類

①申請日時点で有効期限内（発行後６か月以内）のもの
②建物登記済みであるもの
③種類（居宅・共同住宅・寄宿舎・庫裡）等の住宅であること

※建物検査済証は、不可です。
※法人以外でも、**登記事項証明書を求める場合があります。**

（16）再生可能エネルギー100%電力契約であることがわかる書類

「太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能」を有していないエコキュート等の場合、次に掲げる再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している必要があります。

	対象メニュー
①	環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューを契約している ＞＞ 再エネ 100%電力調達要件について リンク先 → https://www.env.go.jp/air/100.html 上記 URL をクリックし、【手法２】再エネ電力メニューについて 「再エネ 100%電力メニュー一覧」をクリックの上、ご確認ください。）
②	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」（令和元年度から２年度）もしくは、九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」（令和３年度から４年度）で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が 100%のもの 例：「みんなでいっしょに自然の電気

以下の全ての事項を確認できる書類

①契約メニューの契約者
②契約メニューの提供事業者
③契約メニューの名称
④契約メニューを供給している住所
⑤契約メニューの契約日または供給開始日
※交付申請兼実績報告日時点で契約していること

※処分制限期間（６年）が経過するまで継続して再生可能エネルギー100%電力メニューを契約していること
※交付申請兼実績報告書受付後に再生可能エネルギー100%電力メニュー契約なしから再生可能エネルギー100%電力メニュー契約ありへの変更はできません。

〈書類の例〉

上記①～⑤が確認できるものであること
・契約書の写し
・検針票の写し
・WEB ページのお客様画面
・契約完了のメール画面等
※契約日または電力の供給・使用日が、実績報告日から６ヶ月以内の書類に限る。

（17）デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任状

公社が定める様式(「熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について)を提出してください。

次の①～③の内容を確認し、写しを提出してください。
①助成対象者（助成対象機器を導入する者）の情報
②手続代行者（都登録ＡＧ（家庭））の情報
③都登録ＡＧ（家庭）が交付申請に係る手続代行業務を販売事業者に委託する場合は、その情報を記載すること
※自筆による署名の場合、押印は任意とします。
※委任状を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ 1 通保管するものとし、その写しを公社に提出してください。

（18）デマンドレスポンス実証に参加する場合の契約書の写し

様式の指定はありません。
都登録ＡＧ（家庭）との間で締結する DR 実証の契約書を提出してください。
契約者は、本事業に申請する方と同一である必要があります。
※交付申請兼実績報告の申請受付後、DR 実証について**参加しないから参加するへの変更はできません。**申請時はご注意ください。

（19）通帳・口座証明書

以下の全ての事項が確認できる書類
①金融機関名
②支店名
③預金種別
④口座番号
⑤口座名義（カタカナ）

〈書類の例〉
上記①～⑤が確認できるものであること
・通帳見開きページ
・インターネットバンキングの取引画面　等

※申請者と同一の口座名義であること

申請者本人確認書類

○申請者本人確認書類

助成金交付申請書の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。
下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

①運転免許証
②健康保険証　注意事項下記に記載
③住民基本台帳カード
④日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
⑥身体障がい者手帳
⑦療育手帳
⑧精神障がい者保健福祉手帳
⑨運転経歴証明書
⑩マイナンバー（個人番号）カード（裏面不可）
⑪（法人・リース事業者の場合）
履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、
法人印の印鑑登録証明書のうち、いずれか１点※６か月以内に発行されたもの

※　現住所・氏名の記載であること。
（氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）が 必要です。）
※　日本で発行されたものであること。
※　**②健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。**
（付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。）

マスキングの例

（付箋等で隠すか、写しを黒塗

対象設備　領収書（写し）

○対象設備　領収書（写し）　例

当該設備の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

※クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象設備の購買を証明する書類を作成してください。

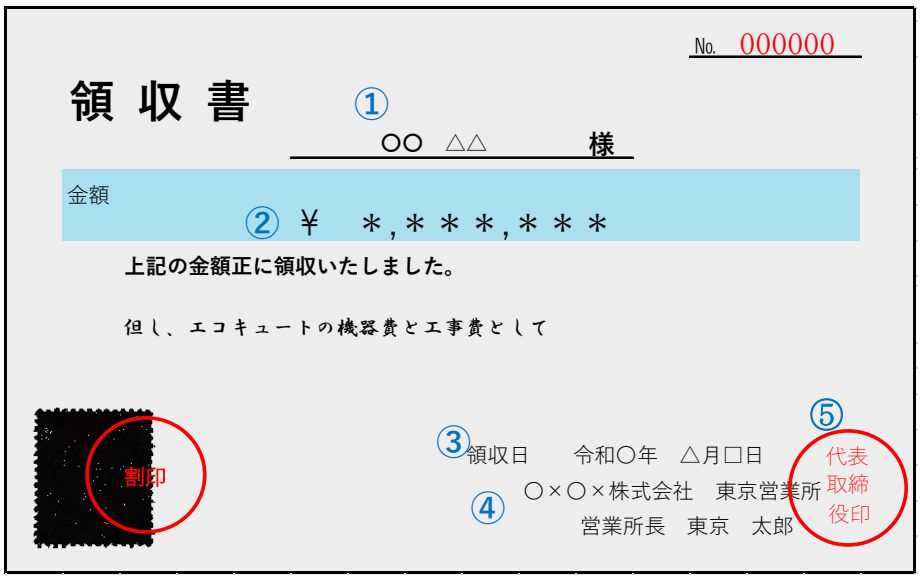

以下の内容がはっきり確認できる写しをご提出ください。

①宛名（助成申請者名であること）
（漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。）
②領収金額**（金額の訂正不可）**
③領収日
④発行者（販売事業者）名
⑤発行者（販売事業者）捺印

※領収書と併せて、販売事業者が作成した「対象設備に関する領収書内訳について」を必ず添付してください。

※クレジット支払いである事が明確でない場合（但書の記載が「立替払い」となっている等）は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。

※電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記してください。

対象設備　保証書（写し）

○対象設備　保証書（写し）　例

○購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認してください。
○対象機器メーカー名、システム型番、製造番号がはっきりわかるようにしてください。

※使用者控え（お客様控え）等　の写しであること

※保証書の提出が困難である場合は設置した設備の販売元業者が作成した『設置した設備が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。
（漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。）
※ハイブリッド給湯器の場合は、ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、補助熱源機の保証書を提出すること。

対象設備を設置する建物の全景写真

○住宅の全景写真　例

○対象設備を設置する建物の全景写真を提出してください。
○全景写真では対象設備が写っていなくても構いません。
○1 階部分から全体が写るように撮影してください。
○玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
○建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
○建物の全景がはっきりと分からない（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。

※Google map 等、web 上の写真での提出は認められません。
※その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

必ず、玄関正面側から
撮影したものとしてください。

対象設備の設置状態を示す写真

○対象設備　設置写真　例

○設置状態を示す写真
○設置物が全て写るように撮影してください。見切れた写真は再提出が必要です。

（エコキュートの例）

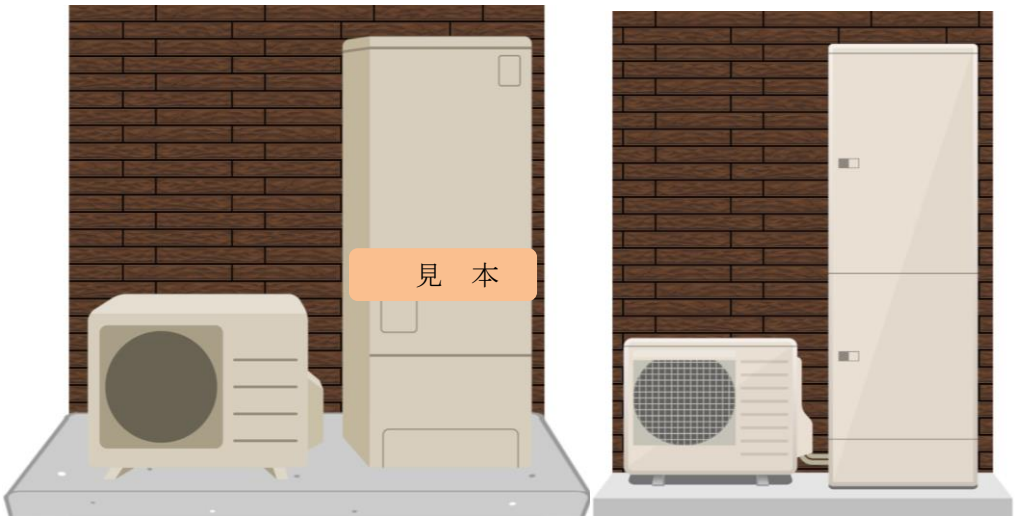

（ハイブリッド給湯器の例）

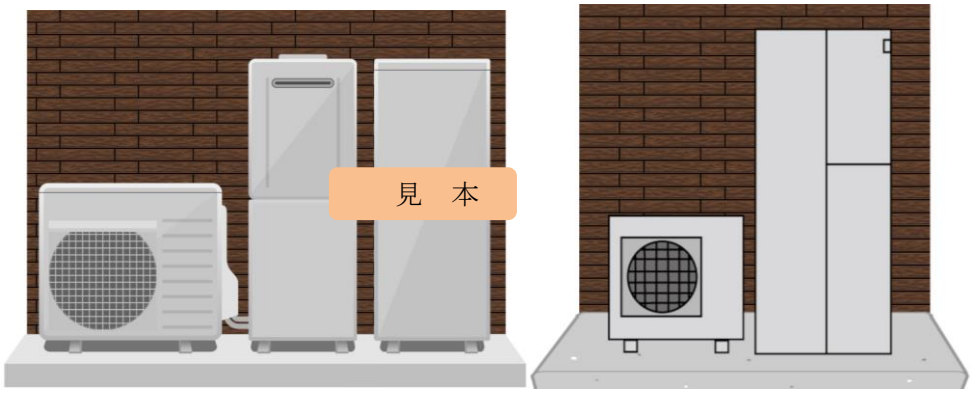

※画像はイメージです。

対象設備　銘板写真

○対象設備　銘板写真　例

○設置した後の対象設備の銘板を撮影し、提出すること
○設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること
○品番と製造番号（銘板全体）を１枚に収めるように撮影すること
　下記それぞれの品番と製造番号が１枚でわかる写真であること
　・ヒートポンプユニット
　・貯湯ユニット
　・補助熱源機（ハイブリッド給湯器のみ）

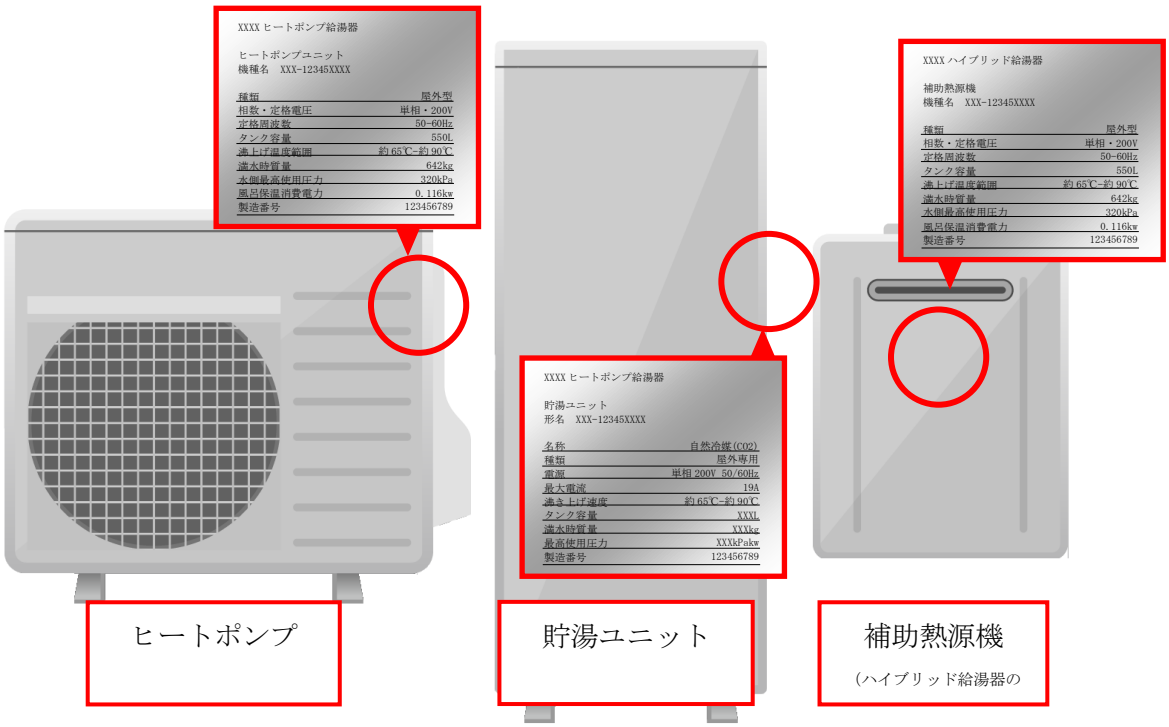

【ヒートポンプユニット】
本体側面シールに
品番と製造番号記載

【貯湯ユニット】
本体下部のシールに
品番と製造番号記載

【補助熱源機】
本体添付のシールに
品番と製造番号記載

※画像はイメージです。

対象設備の設置状態を示す写真

○対象設備　設置写真例

○太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能を使用するために必要な台所リモコンの写真を撮影し、提出してください。
○台所リモコンが設置された壁面の一部も含まれるように撮影してください。
○太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能を使用するために無線 LAN アダプター等が必要な場合には、台所リモコン写真とともに、無線 LAN アダプター等の型番がわかる写真を提出してください。

台所リモコン写真の例①
■型番が表面に表示されている場合
設置された壁面と型番が読み取れる
1 点の写真を提出してください。
ただし、上記 1 点の写真で型番がはっきりと確認できない場合には、
型番がはっきりと読み取れる写真も
提出してください。

台所リモコン写真の例②
■型番が内面に表示されている場合
2 点の写真を提出してください。

1.設置された壁面がわかる写真

2.型番がはっきりと読み取れる写真

壁面と台所リモコン全体と型番がはっきりとわかる写真 1 枚での提出も可とする

※撮影状況により撮り直しをお願いする場合があります。

○対象設備　設置写真例

無線 LAN アダプター写真の例①
【リモコンの組み込み製品の場合】
■リモコンとの接続後（工事中）に撮影。
（工事後にリモコンを外して撮影しても可）
■無線 LAN アダプターの型番(型式)がはっきりと確認できること。
■工事中の壁面・リモコンと型番が読み取れる 1 点の写真を提出してください。ただし、上記 1 点の写真で型番がはっきりと確認できない場合型番がはっきりと読み取れる写真も提出してください。

無線 LAN アダプター写真の例②
■リモコンと別に設置する製品の場合
工事後写真
■壁に取り付けた後(工事後)に撮影
無線 LAN アダプターの型式(型番)が確認できること
※必ずしも壁に設置されている必要はありません。

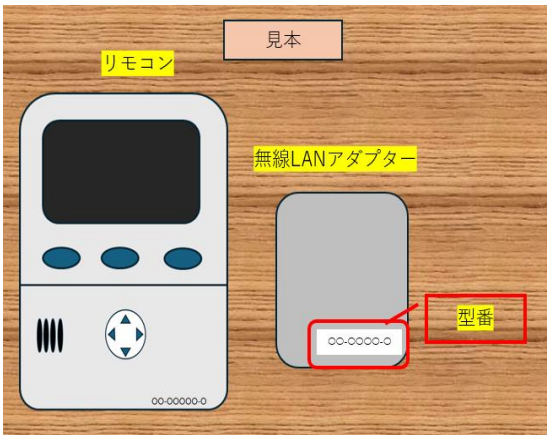

※撮影状況により撮り直しをお願いする場合があります。

クレジット契約等により購入した場合の領収書　記載例

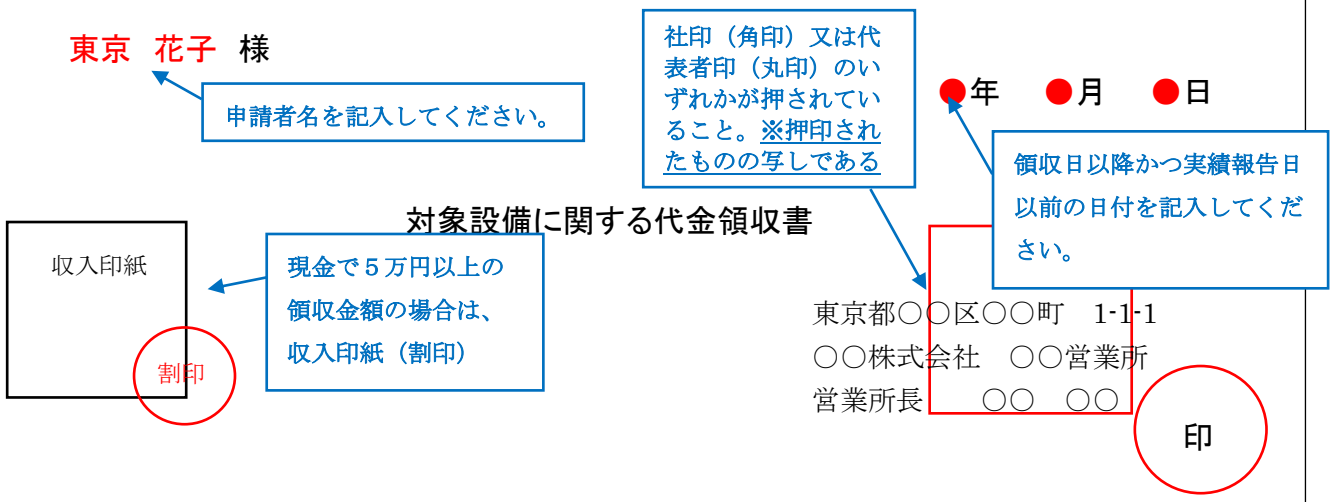

次の顧客の対象設備の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

顧客	氏名	東京　花子
	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

「設置場所住所」は太陽光発電システム及び再生可能エネルギー100%電力メニューの使用場所住所と一致すること。

クレジット払いと現金払いの併用の際に、現金払い分の領収書を発行している場合は、『現金』の記載は不要です。別途、現金の領収書も提出してください。

	費目	金額	入金（受領）日
受領代金	現金	金〇〇〇,〇〇〇円	△年　△月　△日
	クレジット（クレジット会社名：□■（株））	金〇〇〇,〇〇〇円	△年　△月　△日
	合計	金　〇〇〇,〇〇〇　円	

クレジットの支払分については、クレジット会社から立替代金の入金があった日付を記入してください。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
（東京都地球温暖化防止活動推進センター）殿

申請者と同一である必要があります。（領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。）
漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。

る領収書の内訳について

「東京花子」様宛に発行したエコキュート等に係る領収書は、令和〇年××月〇〇日付け領収書（領収書番号 000000）のとおりですが、当該機
を下記のとおりに、証明いたします。

領収書原本と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

記

1	機器費（消費税抜き）		〇,〇〇〇,〇〇〇円
2	工事費（消費税抜き）		〇〇〇,〇〇〇円
3	設置場所住所 ※太陽光発電システムの使用場所住所と一致すること		東京都〇〇市〇〇1-2-3
4	メーカー名		〇〇〇〇
5	エコキュート システム型番		SSS-000 ハイブリッド給湯器の場合は、空欄
6	ヒートポンプユニット	品番	×××-0000
		製造番号	AA-00123
7	貯湯ユニット	品番	××-×00×
		製造番号	010001
8	補助熱源機	品番	××-×00× ハイブリッド給湯器の場合は、要記入
		製造番号	010001

「設置場所住所」は太陽光発電システム及び再生可能エネルギー100%電力メニューの使用場所住所と一致すること。

エコキュートを申請の場合、システム型番を記入してください。

ハイブリッド給湯器を申請の場合、補助熱源機を記入してください。

※国の補助金の申請を行っている場合に記入してください。

1	国補助金額（申請予定も含む）	〇〇〇,〇〇〇円
2	国補助領収書記載方法	□ 領収書金額から国補助金が引かれている
		□ 領収書金額から国補助金は引かれていない

領収日以降かつ実績報告日以前の日付を記入してください。
発行会社名を記入してください。
領収書と同一又は発行会社名のわかる印鑑としてください。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇会社　〇〇株式会社印　印

（保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例：販売店が発行したものに限ります。）

※「助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書」は太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの保証書（写し）としては、使用できません。

公益財団法人　東京都環境公社　理事長　　殿
（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

公社理事長宛てに作成してください。

助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象設備が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象設備が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

申請者と同一である必要があります。
（漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。）

1　申請者名　　東京　花子

「設置場所住所」は太陽光発電システム及び再生可能エネルギー100％電力メニューの使用場所住所と一致すること。

2　設置場所住所　　東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

3　領収書番号　　ABC2468-DEF

領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番号を記載してください。

以　上

領収日以降かつ実績報告日以前の日付を記入してください。

●年　●月　●日

領収証明会社名　〇×株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

〇×
株式
会社
印

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする

覚書締結日を記入してください。

熱と電気の有効利用促進事業助成金にかかる覚書【リース事業者又は電力販売事業者に限る】

●年　●月　●日

熱と電気の有効利用促進事業助成金に係る覚書

（リース事業者・電力販売事業者向け）

熱と電気の有効利用促進事業（以下、「本事業」という。）に係る助成金（以下、「本助成金」という。）の交付を受けるため、甲（リース等事業者※1）並びに乙（助成対象機器の導入に係る契約（以下、「本件契約」という。）を甲と締結する者※2）は、互いに以下の取り決めを確認し、同意します。

※1：助成対象機器のリース契約のリース事業者のこと（乙に電力を販売する事業者を含む）

※2：助成対象機器をリース契約により貸与されている者（甲から電力を購入する販売する事業者を含む）

（中略）

助成対象機器の導入に係る契約の締結日を記入してください。

甲及び乙は、本書を 2 通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ 1 通を保管し、その写しを公社に提出するものとする。

締結日	●年　●月　●日	
【甲】 リース等 事業者 ※3	住所	〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇町　1-1-1
	事業者名	〇〇株式会社　〇〇営業所
	代表者氏名	営業所長　〇〇　〇〇　〇×株式会社印　印
【乙】 機器使用 者等 ※3	住所	〒XXX-XXXX 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号
	氏名	東京　太郎　印　印

※3　契約書の締結者と同じ者が記名及び押印してください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする

【DR 実証に参加する場合の交付申請等委任状】

委任状の様式“「熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について”、以下からダウンロードしてください。
（https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7）
都登録 AG（家庭）から DR の意義、DR 実証の内容と注意事項等の説明をうけてください。
そのうえで DR 実証に参加する場合は、都登録 AG（家庭）への委任状に必要事項を記入してください。

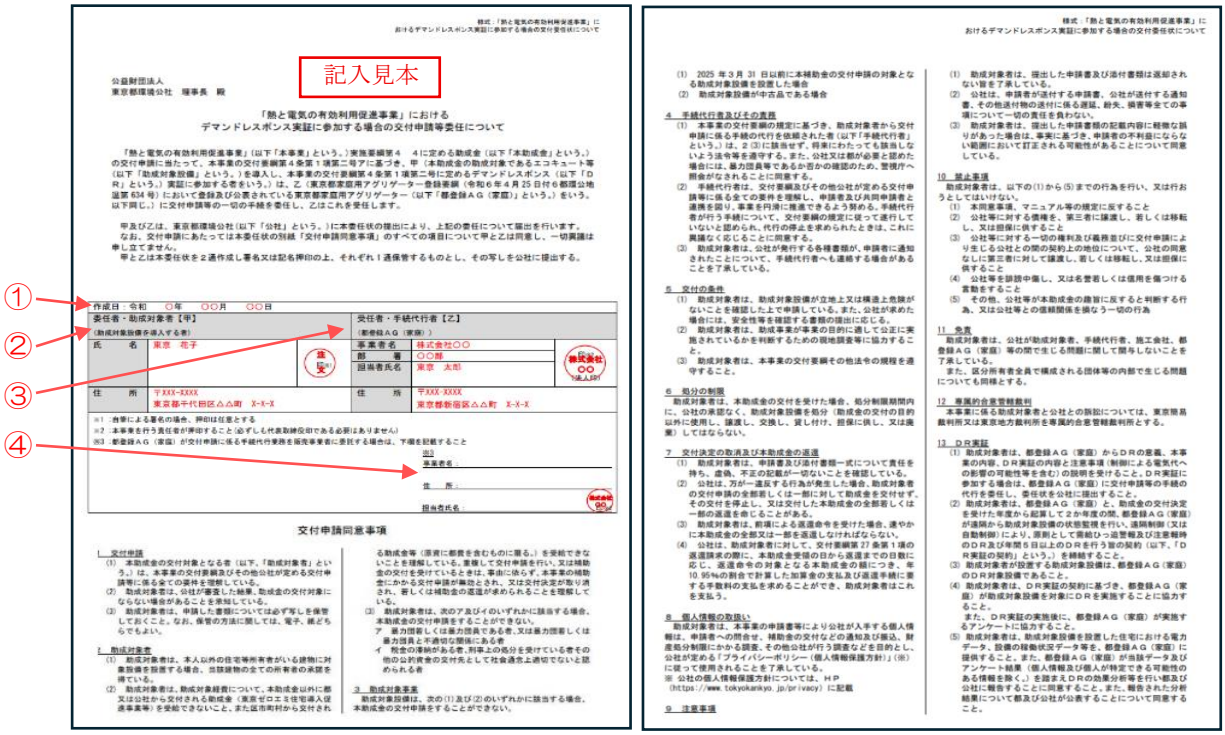

委任状記入時の注意事項（以下のすべてを満たすこと）
①委任状の締結日が記入されていること。工事請負契約と締結日が一致しなくても構いません。
②ｉ）助成対象者の氏名、住所が記入され、押印（または自筆による署名）されていること
　ii）助成対象機器を導入する者【甲】と一致すること
③ｉ）手続代行者の事業者名、部署、担当者氏名、住所が記入され、押印（本事業を行う責任者の印を押印すること。必ずしも代表取締役印である必要はありません。）されていること
　ii）都登録ＡＧ（家庭）【乙】と一致すること
　iii）都登録 AG（家庭）が申請の手続きを販売事業者に委託する場合は、都登録 AG（家庭）【乙】の事業者名、部署、担当者氏名、住所が記入されていること。押印は省略可能です。
④ｉ）都登録ＡＧ（家庭）から申請代行業務委託を受けた販売事業者が存在する場合は、販売事業者の事業者名、住所、担当者氏名が記入され、押印（本業務を行う責任者が押印すること。
　必ずしも代表取締役印である必要はありません。）されていること
　ii）都登録ＡＧ（家庭）が公社に登録する販売事業者リストにある事業者であること

補足
【甲】【乙】間での条項の追加について
委任状に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
（委任状は指定の様式であり、助成対象者及び手続代行者が変更することはできません。）

通帳・口座証明書

○通帳（写し）例　　**振込口座情報の記載された通帳の写しを提出してください**

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きの写しが必要となります。
- 申請者と同一の口座名義としてください。
- 以下の助成金振込み口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写しを提出してください。
  ①金融機関名（コード）　②支店名（コード）　③預金種別（普通（総合）、当座）
  ④口座番号　⑤カタカナの口座名義人氏名

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの（又は金融機関ホームページのログイン後の画面）で、「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳の写し２枚をご用意ください。（表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。）

- 表紙

＋

- 振込口座情報が記載されている
  ページの見開き

以下の項目が確認できるもの
①金融機関名（コード）
②支店名（コード）
③預金種別（普通（総合）、当座）
④口座番号
⑤カタカナの口座名義人氏名

ゆうちょ銀行の場合も同様に、「表紙」及び「表紙裏ページ」両方の写しを提出ください。

- 表紙

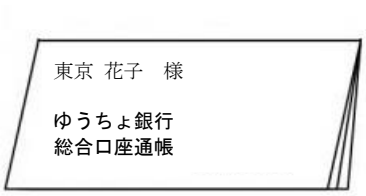

＋

- 振込口座情報が記載されている
  ページの見開き

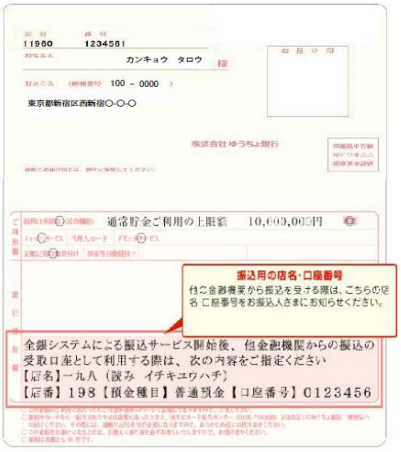

以下の項目が確認できるもの
①金融機関名（コード）
②支店名（コード）
③預金種別（普通（総合）、当座）
④口座番号
⑤カタカナの口座名義人氏名

※この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、縦位置とする。

【提出書類チェック表】

■事前申込　必要書類

事前申込　必要書類			
提出書類名称		確認事項	チェック欄
1	設置予定設備の見積書（写し）	・設置予定設備の見積書１点です。 （以下の内容が記載された見積書をご用意ください。） ①対象設備設置場所住所が明記されていること ②「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象設備の「システム型番」が正確に記載されていること ④機器費と工事費の概算を分けて記載すること ※見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。 ※漢字氏名は、提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。 **※事前申込後、見積書に変更があった場合には、交付申請兼実績報告時に正しい見積書をご提出ください。**	□

■交付申請兼実績報告書　必要書類

交付申請兼実績報告書　必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	助成金申請者（個人） 本人確認書類等	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート（住所の記載がない場合は不可） ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障がい者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障がい者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー(個人番号)カード(裏面不可) ※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること（付箋等で隠すまたは黒塗り） ※日本で発行されたものであること	□	【申請者が個人の場合に提出が必要】 【申請者が法人・リース事業者等の場合に使用者の本人確認書類の提出が必要】
2	助成金申請者（法人） 実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人の印鑑登録証明書 ※6 か月以内に発行されたものであること	□	【申請者が法人の場合に提出が必要】

3	対象機器所有権者（リース等の事業者等）実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人の印鑑登録証明書 ※6 か月以内に発行されたものであること	□	【リース会社の場合に提出が必要】
4	エコキュート･ハイブリッド給湯器の要件に適合することを証明する書類	◆下記サイトに製品の掲載がある場合は①、製品の掲載がない場合は②を提出すること ・エコキュート：資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」 ・ハイブリッド給湯器：一般社団法人 住宅性能評価・表示協会「温熱･省エネ設備機器ポータルサイト」 ①カタログ（型番が記載されていること） ②仕様書（サイトに掲載がない場合） ◆太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能の名称が掲載されているカタログの箇所を提出すること	□	≪エコキュート・ハイブリッド給湯器要件②③≫
5	エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置に係る工事請負契約書または売買契約書（写し）	・売買等契約日は事前申込後（公社が受付をした日以降）であること。 ・以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②日付（契約締結日） ③契約者名 ④工事内容 漢字氏名は、提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。	□	・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要
6	エコキュート・ハイブリッド給湯器に係るリース等契約証明書（写し）	・リース等契約日は事前申込後（公社が受付をした日以降）であること。 ・以下の内容が記載されていること ①発行者名と会社印 ②使用者氏名と捺印 ③設置場所住所（太陽光の使用場所住所と一致） ④契約締結日、サービス開始日および終了日 ⑤リース等期間 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。	□	【リース事業者または電力販売事業者の場合】 ・リース等の料金は元金（機器単体費）から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・停止条件付契約の取扱いがある場合は当該記載のある箇所の写しが必要
7	熱と電気の有効利用促進事業助成金に係る覚書	公社指定の書式を使用すること	□	【リース事業者または電力販売事業者の場合】
8	エコキュート・ハイブリッド給湯器の領収書（写し）・領収書内訳書	・領収日は事前申込後（公社が受付をした日以降）であること。 ・以下の内容が記載されていること 【領収書】（※） ①宛名（助成申請者名であること） ②領収金額（金額の訂正不可） ③領収日 ④発行者（販売事業者）名 ⑤発行者（販売事業者）捺印 【領収書内訳書】 ①宛名（助成申請者名であること） ②助成対象経費（機器費（消費税抜）と工事費（消費税抜）） ③国、区市町村による補助金額 ④設置場所住所（太陽光の使用場所住所と一致） ⑤製造者名（メーカー名） ⑥エコキュートのシステム型番（エコキュートのみ） ⑦ヒートポンプユニットの品番・製造番号 ⑧貯湯ユニットの品番・製造番号 ⑨補助熱源機の品番・製造番号（ハイブリッド給湯器のみ） ⑩領収日・領収番号（領収書に領収書番号がある場合は記載） ⑪発行者（販売事業者）名 ⑫発行者（販売事業者）捺印 （漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。） **公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること**	□	（※）クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要 また、電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること

9	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額通知書等	・国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書　等 **※交付決定金額が他助成金と合算された金額の場合には、内訳金額を交付決定通知書等に記載してご提出ください。** **（例：エコキュート　〇〇円、撤去費用　〇〇円）**	□	・国及び他の補助金に申請した（申請予定を含む）場合提出が必要
10	エコキュート・ハイブリッド給湯器の保証書（写し）	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え（お客様控え）等の写しであること ・ハイブリッド給湯器は「タンクユニット」「ヒートポンプユニット」「補助熱源機」のそれぞれの保証書の提出	□	≪エコキュート・ハイブリッド給湯器要件①≫ ・保証書の提出が困難な場合は「助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること （漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。） （証明は設備の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
11	エコキュート・ハイブリッド給湯器を設置した助成対象住宅の全景写真（カラー）	・玄関正面側の１階部分から建物全体が写っているもの （建物の立地や構造上、１枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可） ・対象設備が写っていなくても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・Google map、Web 上の写真でなく撮影したものであること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	□	
12	エコキュート・ハイブリッド給湯器の設置状況を示す写真（カラー）	・設置完了後の写真であること ・対象設備を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・１枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・設置物が全て写るように撮影してください。見切れた写真は再提出が必要です。 ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー　設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり ※出来るだけ、全景写真と同じ建物に設置されていることがわかるように写真を撮影してください。（住宅の外壁、ブロック塀、植栽等）	□	
13	エコキュート・ハイブリッド給湯器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真（カラー）	①貯湯ユニット ②ヒートポンプユニット ③補助熱源機（ハイブリッド給湯器のみ） **・銘板全体を１枚に収めた写真であること** ・設置完了後の写真であること （設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること） ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ※出来るだけ全景写真と同じ建物に設置されていることがわかるように写真を撮影してください。（住宅の外壁、ブロック塀、植栽等）	□	
14	台所リモコン及び無線 LAN アダプター等の型番（型式）等を示す写真(カラー)	①台所リモコン全体と設置している壁面がわかる状態の設置後の写真 ②台所リモコン型番を確認できる設置後の写真 **③日中に沸き上げる機能を使用するために無線 LAN アダプター等が必要な場合には、上記①②のほかに無線 LAN アダプター等の型番を確認できる設置後写真** ※撮影状況により撮り直しをお願いする場合があります。	□	≪エコキュート・ハイブリッド給湯器要件③≫ 台所リモコン及び無線 LAN アダプター等の型番（型式）が確認できる写真を設置後に撮影すること

15	太陽電池モジュールの設置完了の写真（カラー）	【新設】 ・設置完了後の写真であること ・対象設備を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・Google map、Web 上の写真でなく撮影したものであること ・カラー印刷または、カラープリント写真であること 【既設】 ・新設同様の写真が難しい場合、助成対象設備が設置されている住宅に、太陽電池モジュールが設置されていることがわかる写真 **・屋根に太陽光が設置された（一部でも可）写真を添付してください。** ・Google　map、Web 上の写真でなく撮影したものであること ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ※1 枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	□	
16	太陽光発電システムの設置を確認できる書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること **※使用場所住所が記載されていること** ①接続契約のご案内 ②電力会社の買取明細書 ③再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書（設備認定通知書） ④買取期間満了通知書 ⑤保証書（太陽光発電システムの保証書もしくはモジュール・パワコン両方の保証書）　**※保証期間内であること** ※上記①から⑤の書類提出が難しい場合、受電地点番号・太陽光の使用場所住所・電力会社名が記載された、電力会社が発行しているとわかる書類（社印、マイページ等）の提出をしてください。提出された書類内容によっては再提出をしていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。	□	≪エコキュート･ハイブリッド給湯器要件④≫ ・「助成対象設備が新品かつ未使用品であることの証明書」は太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの保証書（写し）としては、使用できません。
17	リフォーム瑕疵保険または大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券または保険付保証明書の写し	事前申込後の契約締結日のものに限る	□	他事業と重複しての申請はできません ※契約（証券番号）が異なる場合は可
18	建物の登記事項証明書（現在または履歴事項全部証明書）	以下の全ての事項を確認できる書類 ①申請日時点で有効期限内（発行後６か月以内）のもの ②建物登記済みであるもの ③種類（居宅・共同住宅・寄宿舎・庫裡）等の住宅であること ※建物検査済証は、不可です。 ※法人・リース事業者以外でも。登記事項証明書を求める場合があります。	□	法人・リース事業者以外でも。求める場合があります。
19	再生可能エネルギー100％電力契約であることがわかる書類	次の再生可能エネルギー100％電力メニューであること ①環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー ②東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」（令和元年度から２年度）もしくは、九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」（令和３年度から４年度）で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が 100％のもの 以下の全ての事項を確認できる書類 **①契約メニューの契約者（申請者）** **②契約メニューの提供事業者** **③契約メニューの名称** **④契約メニューを供給している住所** **⑤契約メニューの契約日または供給開始日** **※交付申請兼実績報告日時点で契約していること（契約日または電力の供給・使用日が、実績報告日から６ヶ月以内の書類に限る。）** **※処分制限期間が経過するまで継続して再生可能エネルギー100％電力メニューを契約していること** **※交付申請兼実績報告書受付後に再生可能エネルギー100％電力メニュー契約なしから再生可能エネルギー100％電力メニュー契約ありへの変更はできません。**	□	・公社の指示に従い提出すること
20	通帳・口座証明書	以下の全ての事項が確認できる書類 **①金融機関名** **②支店名** **③預金種別** **④口座番号**		

		⑤口座名義（カタカナ） 〈書類の例〉 ・通帳見開きページ ・インターネットバンキングの取引画面　等 ※申請者と同一の口座名義であること		
21	その他公社が必要と認める書類		□	・公社の指示に従い提出すること

■DR 実証に参加する場合

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	委任状写し	様式（「熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱」におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について）に必要事項を記載し捺印をした写し	□	
2	DR 実証契約書（写し）	都登録アグリゲーターと申請者が結んだ DR 実証契約書の写し	□	必ず両者の押印又は署名がされていること。
3	その他公社が必要と認める書類		□	・公社の指示に従い提出すること

4.1 （参考）関連ホームページのご案内

・本事業　実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7
・アグリゲーション事業について
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home
・デマンドレスポンス実証ポータルサイト
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

東京都
熱と電気の有効利用促進事業
（エコキュート・ハイブリッド給湯器）
添付書類の手引き
R7 Ver1.1

口発行・編集　　令和７年６月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0817　東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 17 階

電話　　（エコキュート等専用）

03-6633-3826（本事業の制度や事業全般に関するお問い合わせ）
03-6659-3467（本事業に申請済みで、申請に関するお問い合わせ）

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）９：00～17：00